医療法人等に係る所得金額の計算書

記　載　の　手　引

目　　次

1　この計算書の用途等……１ページ
2　「医療法人等に係る所得金額の計算書」（上段部分）の記載方法……２ページ
3　「計算の基礎とする収入金額の計算」　（下段部分）の記載方法……３ページ
4　「計算の基礎とする収入金額の計算」の記載上の留意点（取扱一覧表）……４ページ
5　介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分……６ページ
6　よくあるご質問……７ページ
7　その他の留意事項……８ページ
8　申告前のチェックのお願い……８ページ

1　この計算書の用途等

(1)　この計算書は、東京都に主たる病院・診療所等を有する①医療法第39条に規定する医療法人、②医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会、③公益法人等で医療保健業を行うもの、④人格のない社団等で医療保健業を行うもの（以下、①から④までを「医療法人等」といいます。）が、法人事業税の確定申告書及びこれに係る修正申告書を東京都に提出する場合に、添付してください。

(2)　次に掲げる法人は、この計算書の添付は不要です。

○　主たる病院・診療所等が他の道府県にある医療法人等

○　法人税の申告において租税特別措置法第67条第１項の規定（社会保険診療報酬の所得計算の特例）の適用を受ける医療法人（以下、「特例適用法人」といいます。）

なお、特例適用法人は、「所得金額に関する計算書(第６号様式別表５)」の「備考」欄にその旨を記載するとともに法人税の申告書別表十(七)を提出してください。

お願い

- **確定申告書を提出する場合は８ページに記載の書類を必ず添付してください。**
- 平成18年医療法改正法附則第10条第２項に規定する医療法人（経過措置型医療法人）から持分の定めのない社団医療法人等に移行した場合は、資本金又は出資金がないものとして取り扱います。変更後の定款の写しを添付して、所管の都税事務所へ異動届出書の提出をお願いします。

ホームページアドレス　https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/

令和７年６月

東京都主税局

25060-514

2　「医療法人等に係る所得金額の計算書」（上段部分）の記載方法

<table>
<tr><td colspan="2">「総所得金額(１)」欄</td><td>「所得金額に関する計算書（第６号様式別表５）」（以下「第６号様式別表５」といいます。）の「再仮計」欄の金額を記載してください。
なお、当該金額が欠損金額である場合は、当該金額に△印を付して記載してください。</td></tr>
<tr><td colspan="2">「医療保健業の所得金額(２)」欄</td><td>次の「その他の事業の所得金額(３)」欄及び「土地譲渡益等(４)」欄に記載すべき金額がある場合は、総所得金額から(３)欄及び(４)欄の金額を控除して算出した金額を記載してください。</td></tr>
<tr><td colspan="2">「その他の事業の所得金額(３)」欄</td><td>医療保健業とその他の事業とを併せて行っている場合は、次の点に留意して記載してください。
ア　区分計算の方法
総所得金額をそれぞれの事業ごとに区分して算定します。それぞれの事業ごとの所得金額又は欠損金額は(２)欄及び(３)欄に記載してください。
イ　共通損益金按分
区分困難な共通損益金は、それぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準(売上総利益の額、専属経費の額等)によって按分します。
この欄への計上がある場合には、当該所得金額の内訳書を添付してください。
(注) その他の事業が軽微な場合
その他の事業が社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なもので、医療保健業の附帯事業として行われていると認められる場合は、その他の事業の収入金額を「計算の基礎とする収入金額の計算」の「その他の事業の収入金額」欄に記載してください。</td></tr>
<tr><td colspan="2">「土地譲渡益等(４)」欄</td><td>総所得金額の計算上、益金又は損金の額として計算した「土地譲渡益等」がある場合は、次により「土地譲渡益等(４)」の金額を算定してください。
土地譲渡益等(４) ＝ 土地の譲渡収入 －(取得費及び譲渡費用＊)
＊ 取得費とは譲渡等時における帳簿価額をいい、譲渡費用とは仲介手数料等をいいます。
なお、上記算式によらず、租税特別措置法の土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の計算の例により、土地の譲渡等に係る所得等を算定した場合は、当該金額を土地譲渡益等の金額とします。
法人税法及び租税特別措置法の規定に基づき損金の額に算入した部分の金額（圧縮損等）がある場合は、当該損金算入後（圧縮後）の金額をもって土地の譲渡益等とします。
また、営業権の譲渡、贈与、寄付金、受贈益及び寄贈等の収入がある場合、軽微なものを除き、土地譲渡益等と同様の取扱いをします。
この欄への計上がある場合には、当該所得金額の内訳書を添付してください。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">社会保険分の所得の計算</td><td>計算の基礎とする収入金額</td><td>(５)欄</td><td>(ア)欄（社会保険分の医療収入金額）の金額を移記してください。</td></tr>
<tr><td></td><td>(６)欄</td><td>(エ)欄（医療保健業の総収入金額）の金額を移記してください。</td></tr>
<tr><td>社会保険分の所得金額</td><td>(７)欄</td><td>次式により算定してください。(１)欄又は(２)欄がマイナスの場合も算定してください。
(７)欄 ＝ (１)欄又は(２)欄の金額 × (５)欄の金額 ／ (６)欄の金額
（２）欄に記載された金額がある場合は、（２）欄の金額を按分してください。
なお、この欄に記載すべき所得金額に、１円未満の端数があるときは、これを切り上げ（欠損金額の場合は切り捨て）てください。
また、算定した(７)欄の金額は、第６号様式別表５の「社会保険等に係る医療の所得」欄に移記してください。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">課税所得金額の計算</td><td>(８)欄</td><td>上記「(１)－(７)」の金額を記載してください。マイナスの場合も記載してください。</td></tr>
<tr><td>(９)欄</td><td>繰越欠損金又は災害損失欠損金の当期控除額を記載してください（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の当期控除額を含みます。）。
繰越欠損金等の繰越期間は、法人税の取扱いに準じます。
また、繰越欠損金等の控除限度額は、（８）欄の金額に法人税で適用となる割合を乗じて計算した金額になります。</td></tr>
<tr><td>(10)欄</td><td>上記「(８)－(９)」の金額を記載してください。算定した(10)欄の金額は、第６号様式別表５の「所得金額再差引計」欄に移記してください。マイナスの場合は欠損金額となります。</td></tr>
</table>

３　「計算の基礎とする収入金額の計算」（下段部分）の記載方法

「社会保険分の医療収入金額」の各欄	地方税法第72条の23第３項の社会保険関係法律等の規定に基づく医療等の給付について収入計上した次の金額を法律ごとに記載してください。 ア　保険者からの収入金額 査定損益は、収入金額に加算又は減算してください。 イ　被保険者が負担する一部負担金(家族療養費、入院時食事療養費、訪問看護療養費等に相当する分を含みます。) ウ　社会保険各法に係る医療費を被保険者(医療費助成対象者を含みます。)に代わって、東京都等が支払った金額 なお、社会保険各法に基づく医療費でないもの（妊婦、乳児、特定健康診査の委託料等）はその他の収入金額となります。 「社会保険分の医療収入金額」の各欄で「社会保険分の医療収入金額の窓口収入」及び「公費負担分のうち社会保険分の医療収入金額」は、空欄にそれぞれ別書きしても差し支えありません。
「その他の収入金額」の各欄	当期分の医療保健業収入、営業外収益及び特別利益等の収入金額のうち、社会保険分の医療収入金額以外の収入金額を収入科目ごとに記載します。この場合、次の点に留意してください。 ア　利子等及び配当等の収入は、所得税額を含んだ金額を記載してください。 イ　すべての収入金額で按分するのが原則ですが、その他の収入に含まないものについては、下表を参照してください。 なお、印刷されている項目にあてはまらないものがある場合は空欄を利用して記載してください。
「その他の事業の収入金額」欄	その他の事業の所得金額ではなく、その他の事業の売上又は収入金額を記載してください。
その他留意事項	法人税別表四で加算又は減算した収入金額は、損益計算書の科目ごとの計上方法に従い、収入金額にそれぞれ加算又は減算してください。 なお、法人税の修正申告又は更正・決定により加算又は減算された収入金額についても同様に計算してください。

その他の収入に含まない収入金額

受取配当等	受取配当等のうち、法人税法第23条（受取配当等の益金不算入）の規定により益金に算入されない金額
経費の戻入等	①　各種引当金及び準備金の益金算入額等経費の戻入に相当する収入 ②　一度経費として支出した後、当該経費が過大であるため払い戻されたことによる収入 （例１）租税の還付金(還付加算金はその他の収入に含めます。) （例２）償却資産の売却益（ただし、取得価額を超えた部分は、その他の収入に含めます。） ③　従業員の福利厚生としての経費にあてるため従業員から徴収している収入 （例１）従業員の社宅・寮等の使用料収入及び食事代収入 （例２）従業員のために設けた保育施設の利用料金
消費税 (地方消費税を含む。)	税込経理の場合など計上した収入金額に消費税が含まれている場合は、その消費税額(ただし、課税事業者に限ります。)。この場合、消費税申告書の写しを添付してください。
益金に計上した消費税の額　㊟	還付された消費税額はその他の収入に含みません。 ㊟税抜経理方式で、仮受消費税から仮払消費税を差し引いた金額より簡易課税制度を適用した場合の消費税の額が少ない場合には、その差額は益金に算入されますが、この場合の益金に算入した金額は、その他の収入に含めます。
その他	「その他の収入金額に含めるもの」及び「その他の収入金額に含めないもの」については、４～５ページの取扱一覧表を参照してください。 補助金等・・・・（注４）（注５）を参照してください。 保 険 金・・・・（注６）を参照してください。

４　「計算の基礎とする収入金額の計算」の記載上の留意点　（取扱一覧表）

記載されていない収入科目の収入金額については、この一覧表に準じて計上してください。
（A）又は（B）欄の○印の項目を計上してください。
（C）欄に該当するものは、計上不要です。なお、（D）欄は、別計算を行います。

収入科目	社会保険分の医療収入（A）	その他の収入に含む（B）	その他の収入に含まない（C）	別計算（D）
社会保険分の医療収入	○			
介護保険収入	○　(注1)	○　(注2)		
生活保護法に規定する介護扶助に係る収入	○　(注1)	○　(注2)		
窓口現金収入	○ (社会保険分)	○ (社会保険分以外)		
家族療養費	○　(注3)			
公費負担分	○ (社会保険分)	○ (社会保険分以外)		
保険等査定増減	○ (社会保険分)	○ (社会保険分以外)		
労働者災害補償保険法の医療収入		○		
自動車損害賠償責任保険の医療収入		○		
公害診療収入	○ (非公害医療機関分)	○ (公害医療機関分)		
自費診療収入		○		
入院料、ベット代差額収入		○		
健康診断・受託医療収入		○		
医療相談収入		○		
事務取扱手数料		○		
付添人食事代収入		○		
健康診断等証明収入		○		
生産品等販売収入		○		
受託技工、検査料等収入		○		
嘱託収入		○		
受取利息配当金		○		
電話、電気、ガス、テレビ、寝具等使用料収入		○		
不用品売却収入		○		
従業員給食収益			○	
院内保育の保育料収入			○ (従業員使用分)	
社宅・寮収入		○ (役員への貸与分)	○ (従業員使用分)	
企業年金払戻金			○	
債務免除益			○	
仕入値引			○	
現金過不足			○	
自動販売機収入		○		
ハブラシ・おむつ等販売収入		○		

収　入　科　目	社会保険分の医療収入（A）	その他の収入に含む（B）	その他の収入に含まない（C）	別　計　算（D）
印紙等販売収入		○	○ (販売差益の生じないもの)	
販　売　手　数　料		○		
各種補助金・委託料		○　（注４）	○　（注５）	
予防接種補助金・委託料		○		
救急医療協力金		○		
救急診療委託料		○		
休日準夜診療委託料		○		
各種（旅行・忘年会）協賛金		○		
各種祝金・協力金等		○		
保険解約・満期返戻金		○ (運用益部分)	○	
保険等の配当金		○		
生命保険金・損害保険金		○	○　（注６） (支払相当額と相殺されたもの又は圧縮損等により収益反映しないもの)	
有価証券売却益		○		○ (事業と認められるもの)
償却資産売却益		○ (取得価額を超える部分)	○	
看護学院収入		○ (区分経理のできないもの)		○
施設等利用料		○		
土地譲渡益等				○
贈与・寄付金・受贈益等		○ (軽微なもの)		○
その他の事業に係る所得		○ (軽微なもの)		○
各種引当金及び準備金の繰戻額			○	
租税の還付金			○	
還付加算金		○		

(注1) 介護保険収入及び生活保護法に規定する介護扶助に係る収入のうち、社会保険分の医療収入は地方税法第72条の23第３項第２号及び第４号により限定されています。
【①訪問看護②訪問リハビリテーション③居宅療養管理指導④通所リハビリテーション⑤短期入所療養介護⑥介護予防訪問看護⑦介護予防訪問リハビリテーション⑧介護予防居宅療養管理指導⑨介護予防通所リハビリテーション⑩介護予防短期入所療養介護⑪介護保健施設サービス⑫介護医療院サービス⑬指定介護療養施設サービス】に係る収入に限ります。

(注2) その他の収入に含むもの
【訪問介護、主治医意見書作成料】等、(注1)に掲げるサービス以外の収入。(注1)・(注2)の区分については、６ページの「介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分」をご参照ください。

(注3) 保険外併用療養費、入院時食事療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費も同様の扱いです。

(注4) 医療保健業に対する業務の対価として支払われる委託料、協力金、手当などの内容であるものは、その他の収入に含めてください。

(注5) 圧縮損と相殺した結果、法人税の所得の算定上益金とならない補助金等並びに国又は地方公共団体若しくはこれらに準ずる公的機関（国又は地方団体が出資をしている公共法人・公益法人等に限ります。）から収入した施設整備に対する助成金、雇用に対する補助金、借入に対する助成金及び臨床研修費補助金等が該当します。

(注6) 「支払相当額と相殺されたもの」とは、例えば損害保険又は生命保険の保険金のうち事故当事者等又は当該親族等へ支払った額をいい、「圧縮損等により収益反映しないもの」とは、圧縮損と相殺した結果、法人税の所得の算定上益金とならない保険金等をいいます。損害保険金及び物的な損害の賠償金が、補修費用等実費相当額を超える金額、休業補償・所得補償等の保険金は、その他の収入に含まれます。

5　介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分

	サービスの種類		「介護給付費等支払決定額内訳書」（注2）の印字	計上区分	
				社会保険分の医療収入	その他の収入
指定居宅サービス 指定介護予防サービス	訪問通所	訪問介護（ホームヘルプ）	訪問介護		○
		訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	訪問入浴介護 予防訪問入浴介護		○
		訪問看護 介護予防訪問看護	**訪問看護 予防訪問看護**	**○**	
		訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	**訪問リハビリ 予防訪問リハビリ**	**○**	
		通所介護（デイサービス）	通所介護		○
		通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション（デイケア）	**通所リハビリ 予防通所リハビリ**	**○(注1)**	**○(注1)**
		福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	福祉用具貸与 予防福祉用具貸与		○
	短期入所（ショートステイ）	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	短期入所生活介護 予防短期入所生活介護		○
		短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 （介護老人保健施設）	**短期入所老健施設 予防短期入所老健施設**	**○(注1)**	**○(注1)**
		短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 （介護療養型医療施設等）	**短期入所医療施設 予防短期入所医療施設**	**○(注1)**	**○(注1)**
		短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 （介護医療院）	**短期入所医療院 予防短期医療院**	**○(注1)**	**○(注1)**
	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導		**居宅療養管理指導 予防居宅療養管理指導**	**○**	
	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護		特定施設生活介護 予防特定施設生活介護		○
指定居宅介護支援 指定介護予防支援	居宅介護支援 介護予防支援		居宅介護支援 介護予防支援		○
指定施設サービス等	介護福祉施設サービス（特別養護老人ホーム）		介護福祉施設		○
	介護保健施設サービス（老人保健施設）		**介護保健施設**	**○(注1)**	**○(注1)**
	指定介護療養施設サービス（療養病床等）		**介護医療施設**	**○(注1)**	**○(注1)**
	介護医療院サービス		**介護医療院**	**○(注1)**	**○(注1)**
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 複合型サービス 地域密着型通所介護　他		種々		○

（注1）居住費、食費（食材料費と調理費）、滞在費、介護保険から支給される特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費は「その他の収入」です。

（注2）「介護予防・日常生活支援総合事業費支払決定額内訳書」に記載のある各種サービス収入は「その他の収入」です。

６　よくあるご質問

Ｑ１　なぜ、このような計算方法なのですか？

Ａ１　医療法人の法人事業税の課税標準である所得については、地方税法第72条の23第２項に「社会保険診療につき支払いを受けた金額は益金の額に算入せず、当該社会保険診療に係る経費については損金の額に算入しない。」と規定され、この社会保険診療は同条第３項に列挙されています。同じ医療保健業の経費のうち、社会保険診療に係る経費のみを合理的に区分するのは一般に困難なため、東京都では、「医療保健業の所得」を、この計算書を使用した合理的で簡易な収入按分計算により、「社会保険診療に係る所得」と「それ以外の所得」に分けることとしています。

Ｑ２　４ページ、５ページの一覧表の意味は何ですか？

Ａ２　典型的な収入の項目について、次の４つのいずれの扱いとするかを示しています。

Ａ‥「計算書下段左側」の「社会保険分の医療収入金額」（地方税法第72条の23第３項に列挙された診療に係る収入です。）

Ｂ‥「計算書下段右側」の「その他の収入金額」（ＡとＤ以外の収入はすべて含むのが原則です。）

Ｃ‥収入按分計算の基準に含めることが適当でない例外的な収入金額（３ページの下段の表に説明があります。）

Ｄ‥医療保健業の所得に含めて収入按分するのでなく医療保健業の所得とは区分して計算（別計算）すべきもの（２ページの(3)欄及び(4)欄に説明があります。）。

Ｑ３　介護保険の自己負担部分につき市町村等の公費負担制度がある場合の公費分の扱いは？

Ａ３　地方税法第72条の23第３項第４号に列挙されている社会保険診療に含まれる介護保険の各種サービスに係る自己負担分（介護給付（報酬）の１割から３割）を公費負担した分については、「社会保険分の医療収入金額」（計算書下段左側）に該当し、これ以外の介護保険のサービス（福祉系サービスや居住費･食費部分）に係る自己負担分の公費負担については、「その他の収入金額」（計算書下段右側）に該当します。介護保険のサービスのうち、「社会保険診療」に含まれるか否かについては、６ページに一覧表で示してあります。

また、生活保護法の規定に基づく介護扶助のための介護についても、６ページの一覧表で「社会保険診療」に含まれるとされるものについてのみ「社会保険診療」に含まれます。（地方税法第72条の23第３項第２号）

関連ページ⇒４ページ一覧表２段目「介護保険収入」、３段目「生活保護法に規定する介護扶助に係る収入」、６段目「公費負担分」

Ｑ４　償却資産売却益について「その他の収入に含む」とされる「超える部分」の基準となるのは、「簿価」ではなく「取得価額」ですか？

Ａ４　「取得価額」（簿価＋減価償却累計額）です。

関連ページ⇒３ページ下部の表「その他の収入に含まない収入金額」の２段目「経費の戻入等」②の（例２）、５ページ　一覧表の中程「償却資産売却益」の欄

Ｑ５　「その他の収入」に含めないとされる「消費税」は、具体的には、どのように計算し、どのように記載するのですか？

Ａ５　税込経理を採用している場合（課税事業者に限ります。）は、医療法人等の所得金額の計算書の下段部分右側「その他の収入金額」のうちに「消費税額」が含まれている場合があります。その場合、消費税申告書（第二表）の②から⑥までの欄に記載した金額に対し、消費税率（地方消費税の税率を含みます。）を掛けて算出した金額に相当する金額を、控除額（△の数字）として「その他の収入金額」欄に記載してください。ただし、その他の収入金額に含めなかった収入金額に対応する消費税額は控除額としないでください。

関連ページ⇒３ページ下部の表「その他の収入に含まない収入金額」の３段目「消費税」

7　その他の留意事項

(1)　欠損金

「課税標準となる所得金額(10)」欄の額がマイナスである場合は、法人事業税における欠損金額となります。

法人税法第57条による欠損金額が発生した場合には、按分計算の結果、法人税と法人事業税とではその金額（繰越額）に違いが生じます。繰越額については、第６号様式別表９を添付してください。

(2)　売店の売上等

按分計算の趣旨は、収入金額の比により所得を算定することにあります。利益ではなく、売上総収入金額を計上してください。

(3)　その他添付書類のお願い

ア　損益計算書の計上金額と本計算書に記載された金額とが一致しない場合は、確認できるものを添付してください。

イ　記載方法の各欄で添付をお願いした書類

(ｱ)　「その他の事業の所得金額(3)」欄への計上がある場合には、当該所得金額の内訳書

(ｲ)　「土地譲渡益等(4)」欄への計上がある場合には、当該所得金額の内訳書

(ｳ)　３ページ下段の「その他の収入に含まない収入金額」において消費税額がある場合には、消費税申告書（第一表・第二表）の写し

8　申告前のチェックのお願い

申告の前に、下表についてチェックをお願いします。

◎　申告書に次の書類は添付されていますか。

- □　所得金額に関する計算書（第６号様式別表５）
- □　欠損金額等及び災害損失欠損金額の控除明細書（第６号様式別表９　上記７(1) 欠損金の繰越額がある場合に添付）
- □　医療法人等に係る所得金額の計算書
- □　雑収入明細
- □　均等割額の計算に関する明細書（第６号様式別表４の３）
- □　法人税別表四
- □　決算書（貸借対照表・損益計算書）
- □　課税標準の分割に関する明細書（第10号様式　分割法人のみ添付）
- □　上記７(3)でお願いした内訳書等（消費税申告書（第一表・第二表）の写し等）

◎　法人事業税の税率に誤りはありませんか。

- □　医療法人は、特別法人の税率を適用していますか。（医療法人とは、１ページ１(1)①の医療法人及び、②のうち一定の要件に該当する法人です。）
- □　法人事業税の課税標準である所得金額の総額が年2,500万円を超えているとき、超過税率で計算していますか。

編集発行　主税局課税部法人課税指導課

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
石油系溶剤を含まないインキを使用しています